官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一九九）　二
○農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令（一二〇〇）　二
〔省　令〕
○放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令（総務一一三）　二
○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産六九）　五
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七六）　六
〔法規的告示〕
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（総務三五七）　一三
○平成十四年農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する告示（農林水産一四九〇）　一五
〔その他告示〕
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三五九）　一五
〔官庁報告〕
官庁事項
有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について（農林水産省）　二六
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和七事業年度財務諸表、独立行政法人農業者年金基金令和七事業年度決算等、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六八
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

100
101
10円

本号で公布された法令のあらまし

◇農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百九十九号）
（農林水産省）
農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（令和八年法律第十七号）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令（政令第三百号）（農林水産省）
1　貸付対象者の追加
農業近代化資金の貸付対象者として、農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農林中央金庫が総株主の議決権の過半数を有しているものを加える。（第一条第八号関係）
2　償還期限の延長
農業近代化資金のうち、第二条の表第一号から第五号まで及び第七号に掲げる資金の償還期限を二十年に延長する。（第二条の表第一号から第五号まで及び第七号関係）
3　貸付金合計額の最高限度額の引上げ
農業近代化資金の貸付金合計額について、農業者で政令で定めるもの以外の者に貸し付ける場合の最高限度額を千八百万円から二億円に引き上げる。（第四条関係）
4　施行期日等
(1)　この政令は、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一項関係）
(2)　農業近代化資金融通法施行令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）